

## 蒲郡市地球温暖化対策推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、市内各部署の連携のもとに、蒲郡市の地球温暖化対策推進に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、蒲郡市地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策における統括的事項に関すること。
- (2) 地球温暖化による気候変動の影響の回避を目的とする適応策に関すること。
- (3) その他地球温暖化対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指定した副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、特定の本部員による会議を開催することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、有識者等を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務に関する具体的な調査、研究及び検討を行うため、本部に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は調査、研究及び検討を行う事項に応じて、環境清掃課長が適宜選出する。

### (庶務)

第6条 本部の庶務は、市民生活部環境清掃課ゼロカーボンシティ推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

(蒲郡市環境にやさしいまちづくり推進会議設置要綱の廃止)

2 蒲郡市環境にやさしいまちづくり推進会議設置要綱（平成10年7月10日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）（本部）

本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	危機管理監
	企画部長
	企画調整監
	総務部長
	市民生活部長
	こども健康部長
	福祉部長
	健康推進監
	産業振興部長
	産業推進監
	建設部長
	都市開発部長
	市民病院事務局長
	上下水道部長
	ボートレース事業部長
	消防長
	議会事務局長
教育部長	